

## 北海道恵庭市基本計画

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### (1) 促進区域

設定する区域は、平成 29 年 9 月 1 日現在における北海道恵庭市の行政区域とする。概ねの面積は 29,465 h a 程度（恵庭市面積）である。ただし、次の地域（①自然公園法に規定する自然公園地域、②環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落）を除く。

なお、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育地域、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。

北海道における恵庭市の位置



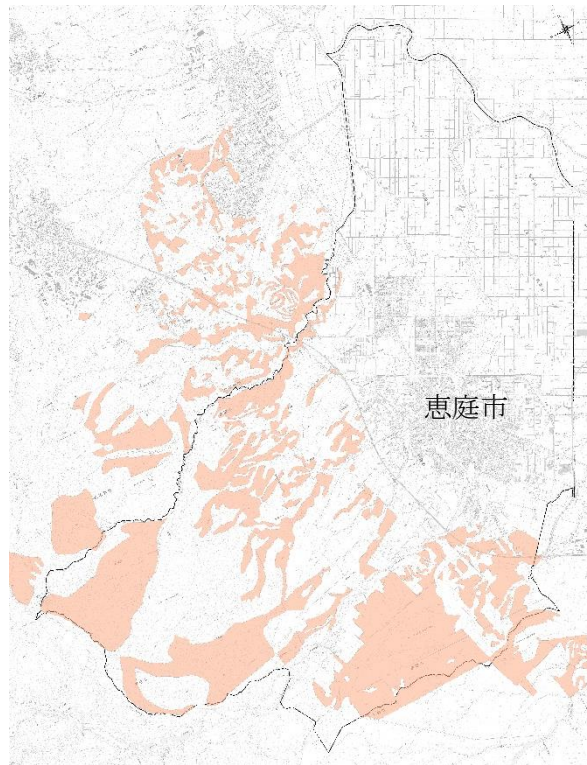
恵庭市と千歳市、札幌市の位置



除外地域①恵庭市内の自然公園地域（支笏洞爺国立公園）



除外地域②環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

恵庭市は、北海道の西中央部に位置し、西部は空沼岳、漁岳により札幌市、南部は千歳市、北部は北広島市、東部は長沼町と隣接している。地理的には石狩平野の一部であり、市の西部に位置する恵庭溪谷から流れる漁川、ラルマナイ川が流れていることから、水源が豊富である。穏やかな気候風土を持つまちで、豊かな自然環境により農業が盛んであり、また早くから住宅地整備を進めると共に、公共下水道や大学・専門学校、工業団地などの都市基盤の整備が進められた。

②インフラの整備状況

交通インフラでは、国道 36 号、道央自動車道や JR 千歳線が市内を縦貫し、「道都・札幌」中心部へ 1 時間、空の玄関「新千歳空港」へ 20 分、「苫小牧港」へ 1 時間で移動が可能であるという地理的条件に恵まれている。

③産業構造

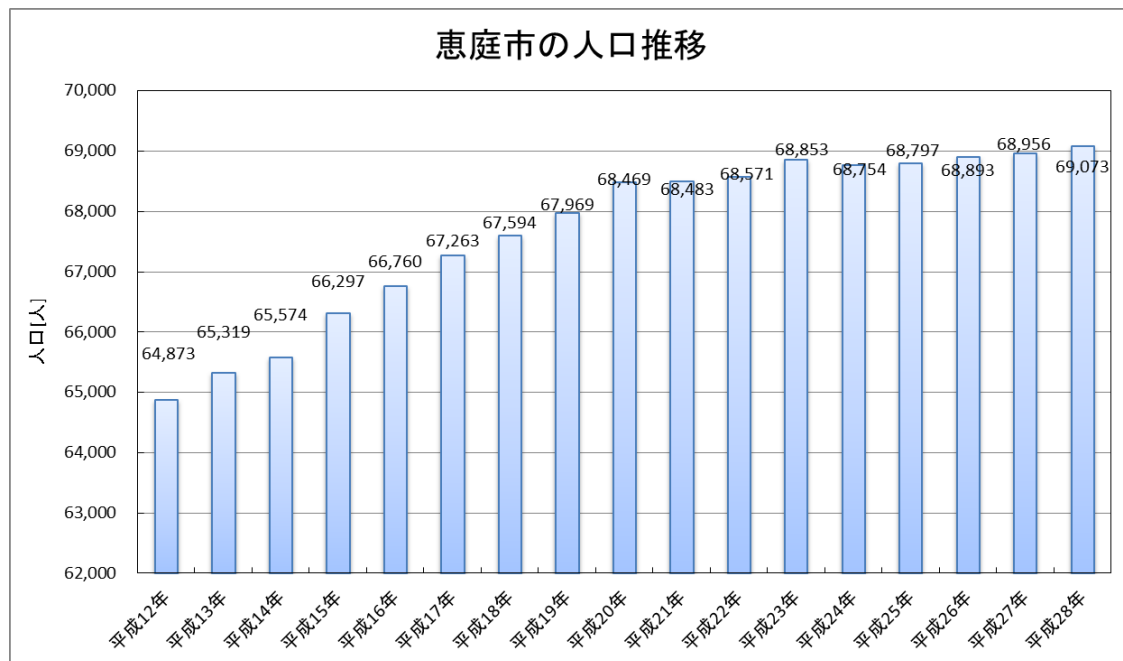
恵庭市は、前述の地理的優位性を背景として食品製造業を始めとして大規模製造工場が多く立地しており、製造業の経営組織別売上金額は 131,048 百万円（平成 26 年度経済センサス-基礎調査）で、産業大分類の中で最も高額となっている。また、投資額が新設にあたって 5,000 万円あるいは増設にあたって 3,000 万円を超える大規模事業者の多くは恵庭市

企業立地促進条例の助成制度を活用しており、平成 17 年以降で 26 社中 20 社となっている。平成 22 年以降の工業団地引き合いにおいても製造業が最も多く 70 社で全体の 48.3% となり、この波及効果並びに地理的優位性から運輸業の 23 社（全体の 15.9%）、卸売・小売業の 17 社（全体の 11.8%）が続く形となっている。

#### ④人口分布の状況

恵庭市の人口は平成 29 年 8 月末時点で 69,518 人であり、北海道内で人口が増加している、数少ない市のひとつである。（道内 179 市町村のうち、8 市町で人口が増加し、171 市町村で減少、平成 27 年国勢調査）

陸上自衛隊が立地していることから隊員家族のパートタイム、また、大学、専門学校が立地していることから学生アルバイトによっても労働力の確保が可能であるため、この点について他市と比較し優位性があるといえる。



## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### （1）目指すべき地域の将来像の概略

恵庭市は、第 5 期（2016～2025）恵庭市総合計画の中で、「花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまち えにわ」を目指すべき将来都市像としている。本総合計画の中で将来都市像を達成するための 5 つの基本目標の一つに、「希望と活力に満ちたまち」を掲げており、目標達成に向け「社会情勢や市民ニーズ（職種や就業形態）を踏まえた企業誘致の推進」、「農商工等の異業種間交流・連携による地域の農畜産物を活用した商品開発・ブランド確立の推進」、「多様な観光ニーズへの対応、魅力ある恵庭らしい観光資源の活用・創出」等の施策を展開しているところである。

また、恵庭市の地理的優位性として、北海道内だけでなく、国内都市や海外への移動手段が豊富であり、「陸」「空」「海」によりアクセスすることができることから、人のみならず物流拠点として適地となっている。陸路では JR・道央自動車道・国道 36 号と 3 つのルートがあり、北海道で懸念される雪害による交通障害に対しても迂回路を確保し易い。また、メガキャリアをはじめ、近年、新千歳空港に発着する LCC の就航が相次いでおり、国内主要都市及び海外へのアクセスも容易である。これらのように充実した交通インフラがあることから、恵庭市の地理的優位性を各分野で活用することで配送・運送時間等が短縮され、最終的なコストダウンにつながることから、そのメリットを最大限利用して利益率を高めるなど企業活動の発展を目指している。

## （２）経済的効果の目標

### 【経済的効果の目標】

|                    | 現状    | 計画終了後   | 増加率 |
|--------------------|-------|---------|-----|
| 地域経済牽引事業による付加価値創出額 | － 百万円 | 486 百万円 | 皆増  |

（算定根拠）〔出典〕RESAS 2009 年～2013 年、平成 24 年経済センサス-活動調査

- ・ 1 件当たり平均 60 百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 5 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域内で 1.62 倍の波及効果を与え、促進区域で 486 百万円の付加価値額を創出することを目指す。
- ・ 波及効果は、産業連関表を用いた経済波及効果分析ツール（北海道作成、平成 17 年度・道央圏版）において、食用耕種農業の生産誘発額が約 1.3 倍、非食用耕種農業が約 1.1 倍、と畜・肉・酪農品が約 1.2 倍、精穀・製粉が約 1.6 倍、飲料が約 1.6 倍、金属製品が約 1.6 倍、商業が約 2.1 倍、運輸が約 1.6 倍であることから、各業種の付加価値額の割合等を考慮し、1.62 としている。
- ・ 486 百万円は、促進区域の全産業付加価値額（437 億円）の約 1 %、製造業の付加価値額（55 億円）の約 9 %、卸・小売業の付加価値額（69 億円）の約 7 %であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・ また、K P I として、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数、地域経済牽引事業の新規雇用者数を設定する。

### 【任意記載の K P I】

|                  | 現状    | 計画終了後  | 増加率 |
|------------------|-------|--------|-----|
| 地域経済牽引事業の平均付加価値額 | － 百万円 | 60 百万円 | 皆増  |
| 地域経済牽引事業の新規事業件数  |       | 5 件    |     |
| 地域経済牽引事業の新規雇用者数  |       | 25 人   |     |

### 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

#### （１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

#### （２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が3,920万円（北海道の1事業所あたり平均付加価値額（平成24年経済センサス-活動調査））を上回ること。

#### （３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で2.2%増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1%以上増加すること。
- ③促進区域に所在する事業者の1常用従業員あたりの現金給与総額が開始年度比で13万円又は4%増加すること。

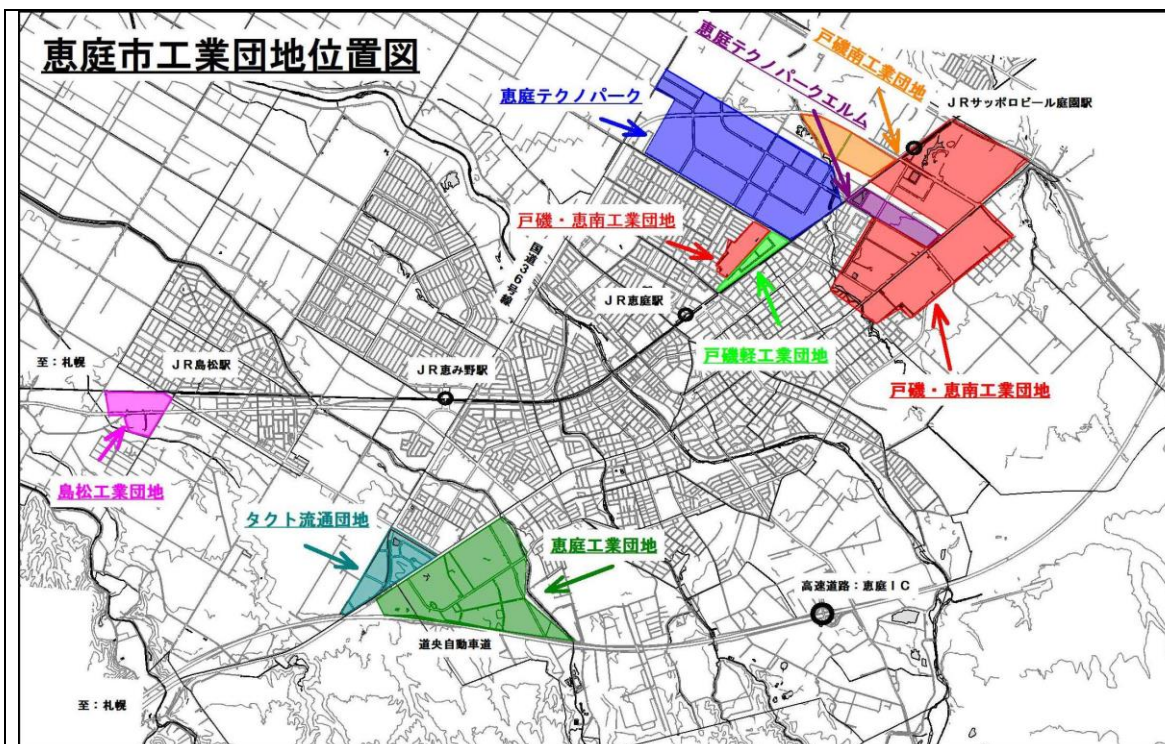
なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

### 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

#### （１）重点促進区域

重点促進区域は、恵庭市内工業団地（①恵庭工業団地、②恵庭テクノパーク、③戸磯・恵南工業団地、④戸磯軽工業団地、⑤島松工業団地、⑥タクト恵庭流通団地、⑦恵庭テクノパークエルム、⑧戸磯南工業団地）とする（別紙参照）。

（地図）



(概況及び公共施設等の整備状況)

面積は概ね 337 ヘクタール（上記①：65 ヘクタール、同②：90 ヘクタール、同③：131 ヘクタール、同④：4 ヘクタール、同⑤：12 ヘクタール、同⑥：11 ヘクタール、同⑦：7 ヘクタール、同⑧：17 ヘクタール）である。

本区域は、北海道の中心部である道央ベルト地帯のほぼ中央に位置しており、札幌市をはじめとする周辺市町村へのアクセスや新千歳空港・苫小牧港等の空路及び海路へのアクセスにも非常に恵まれたインフラ環境にある。各工業団地は JR 千歳線の各ステーション（市内4か所）・国道 36 号・旧国道 36 号・高速道路インターチェンジにほどよく近接しており、道内各方面への迅速な輸送・アクセスが可能となっている。

なお、本区域には農用地区域、市街化調整区域及び環境保全上重要な地域を含まない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：本区域は、工業専用地域・工業地域・準工業地域とされている。

恵庭市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、今後とも産業活動の拠点として位置付け、環境整備の充実により土地利用の促進を図ることとされている。

(2) 区域設定の理由

本区域における恵庭工業団地の分譲開始（昭和 36 年）から現在に至るまで、順調に企業進出が進んでいる。

これらの理由として、抜群の交通アクセスと豊かな労働力、安定した気候があげられる。現在、本区域において、食料品製造業及び飲料製造業をはじめとする製造業 73 社（市内製造業の約 31.9%）、道央圏の物流拠点・配送センター等として運輸業 46 社（市内運輸業の約 20%）が立地しており、交通インフラの優位性を背景にこれら産業の事業

者が集積している。

本区域内では、平成 23 年に工業団地が完売して以来、民有遊休地の活用を優先しているが、近年の市内工業用地の需要拡大に対応するため 2019 年度に新工業団地（戸磯南工業団地）の造成を開始した。

食料品製造業等の産業を推進するためには、こうした企業集積を強みとしつつ重点的な支援が必要であることから、重点促進区域として設定することとする。

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

別紙参照

なお、設定する区域は、令和 2 年 7 月 27 日現在における地番により表示したものである。

## 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

- ①恵庭市の道央自動車道等の交通インフラを活用した物流関連分野
- ②恵庭市の流通関連企業の集積を活用した食料品製造関連分野
- ③恵庭市の馬鈴薯、大根、南瓜等の露地野菜等の農産品を活用した食料品製造関連分野
- ④恵庭市の「花」によるオープンガーデンや「花とくらし展」等の観光資源を活用した観光関連分野
- ⑤恵庭市の道央自動車道等の交通インフラを活用したものづくり関連分野

（２）選定の理由

- ①恵庭市の道央自動車道等の交通インフラを活用した物流関連分野

恵庭市は、新千歳空港と札幌の中間に位置し、新千歳空港から 15km とアクセスが良く、市内には道央自動車道、道東自動車道、国道 36 号などの主要幹線道路が通過し、インターチェンジへの接続も良好であり、札幌、旭川、帯広、釧路、函館など主要都市へのアクセスも良好である。太平洋航路の拠点・苫小牧まで 30km（自動車で約 40 分）、日本海航路の拠点・小樽港まで 60km（自動車で約 1 時間）の距離にあり、当市から各港とも高速道路で結ばれている。

また、大消費地である札幌市とは約 30km（自動車で約 40 分、電車で 23 分）と近接している。



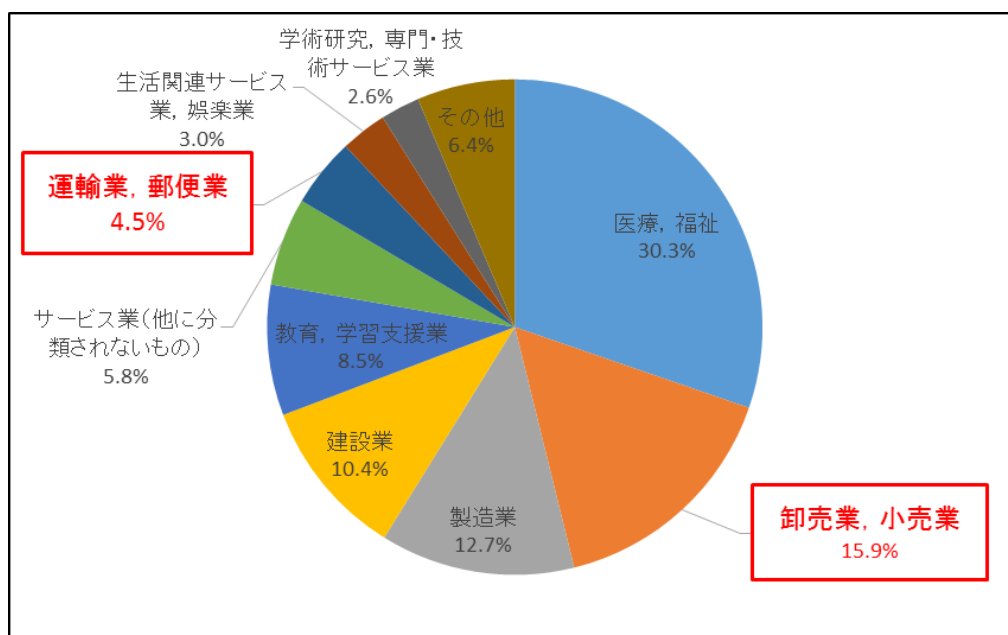
これらの交通インフラの優位性により、物流関連企業が多く立地している。

まず、卸・小売業では、事業所が 444 社立地しており、市内の企業数において全産業の第 1 位を占める割合となっている。また、企業単位の売上高が 341 億 2,800 万円で第 2 位、企業単位の付加価値額が 69 億 3,600 万円（当市全産業の約 15.9%）で第 2 位となっており、当市の基幹産業の一つとなっている。次に、大手物流企業を含む流通関連企業は 77 社が立地しており、これら企業の売上高が 80 億 5,400 万円（当市全産業の約 5%）、付加価値額が 19 億 7,400 万円（当市全産業の約 4.5%）となっている。例えば、道内の中核港である苫小牧港へ車で 40 分との交通利便性から、港湾を活用した商品流通の拠点として当市の事業所を活用する企業や、近郊の事業所を集約して当市の事業所を拠点として大消費地である札幌市へ販売を行う企業が立地するなど、強みである立地の優位性を生かした立地実績がある。

さらに、下記②で示すとおり食料品・飲料等製造業も当市の主要産業であることから、流通関連企業の需要が多く、市内の複数の大手流通関連企業がクラスターを形成していることも地域の強みといえる。

これらの状況が示すとおり、物流関連産業分野は当市産業の重要な位置を占めている。

＜恵庭市の産業別付加価値額の割合＞



また、恵庭市が平成 28 年に実施した企業動向調査（道外企業向け）の結果では、企業が立地するうえで重視することとして「災害リスクの低さ」「人材確保の容易さ」などがあげられており、当市はこれらの重視する項目を地域特性として持っていると言える。

まず当市における「災害リスクの低さ」は、首都圏と比べると、地震の発生回数が少ない点、北海道内陸に位置するため津波の心配がない点がある。

また、「人材確保の容易さ」では、北海道全体では人口が減少傾向にある中、「1（2）④」で示したとおり当市の人口は穏やかに増加している点、札幌市とも近接しており、同市の豊富な労働力を活用することも可能な点等がある。

以上のことから、交通インフラの優位性を活用して物流関連企業が取引の拡大等を図り、それに伴う売上増・雇用増を通じて付加価値額を向上させるなど、地域経済の稼ぐ力の増加を目指す。

（データはいずれも「RESAS」を活用）

## ②恵庭市の流通関連企業の集積を活用した食料品製造関連分野

上記①で示したとおり、恵庭市は交通インフラの優位性から、77 社の流通関連企業が集積している。

この集積を生かして物流を効果的に行うべく、市内には製造業の事業所が 112 社立地している（平成 26 年）（道内 16 位）。これら事業者の製造品出荷額は約 1,325 億円（平成 25 年）（道内 10 位）、粗付加価値額は約 530 億円（平成 24 年）（道内 10 位）、付加価値額が 526 億円（平成 24 年）（道内 9 位）、売上高は約 459 億円（平成 24 年）と市内の産業の中

で突出している。

これら製造業の中で代表的なのは食料品・飲料等製造業で、28 の事業所があり（平成 26 年）、特に飲料会社、製パン会社、かまぼこ製造会社、機能性食品製造会社等の大手飲料・食料品製造業の大規模な工場も 14 社立地している。これら食料品・飲料等製造業の、製造品出荷額は約 816 億円、付加価値額が約 1 億 6 千万円と、市の基幹産業の一つとなっている。

#### 市内製造業事業所の内訳と割合

| 製造業内訳              | 事業所数 | 市内製造業に<br>占める割合 |
|--------------------|------|-----------------|
| 食料品・飲料等製造業         | 28   | 25.0%           |
| 金属製品製造業            | 22   | 19.6%           |
| 窯業・土石製品製造業         | 12   | 10.7%           |
| 電気機械器具製造業          | 9    | 8.0%            |
| パルプ・紙・紙加工品製造業      | 5    | 4.5%            |
| プラスチック製品製造業（別掲を除く） | 5    | 4.5%            |
| 家具・装備品製造業          | 4    | 3.6%            |
| 印刷・同関連業            | 4    | 3.6%            |
| 繊維工業               | 3    | 2.7%            |
| 石油製品・石炭製品製造業       | 3    | 2.7%            |
| 鉄鋼業                | 3    | 2.7%            |
| 木材・木製品製造業（家具を除く）   | 2    | 1.8%            |
| はん用機械器具製造業         | 2    | 1.8%            |
| 生産用機械器具製造業         | 2    | 1.8%            |
| 電子部品・デバイス・電子回路製造業  | 2    | 1.8%            |
| 情報通信機械器具製造業        | 2    | 1.8%            |
| その他の製造業            | 2    | 1.8%            |
| 化学工業               | 1    | 0.9%            |
| 輸送用機械器具製造業         | 1    | 0.9%            |
| 計                  | 112  |                 |

当市では、これら食料品・飲料等製造業に対して、地元の農産品（南瓜等、具体例は下記③に記載）を加工した新製品開発への支援や、企業立地のための支援（工場等の新増設に係る固定資産税相当額の助成、新規雇用者への助成等）を行っている。

以上を踏まえ、食料品・飲料等製造業が、当市における流通関連企業の集積を生かして付加価値の高い加工食品等を大消費地に向けて効率的に販売することを通じて、地域経済の稼ぐ力の増加を目指す。

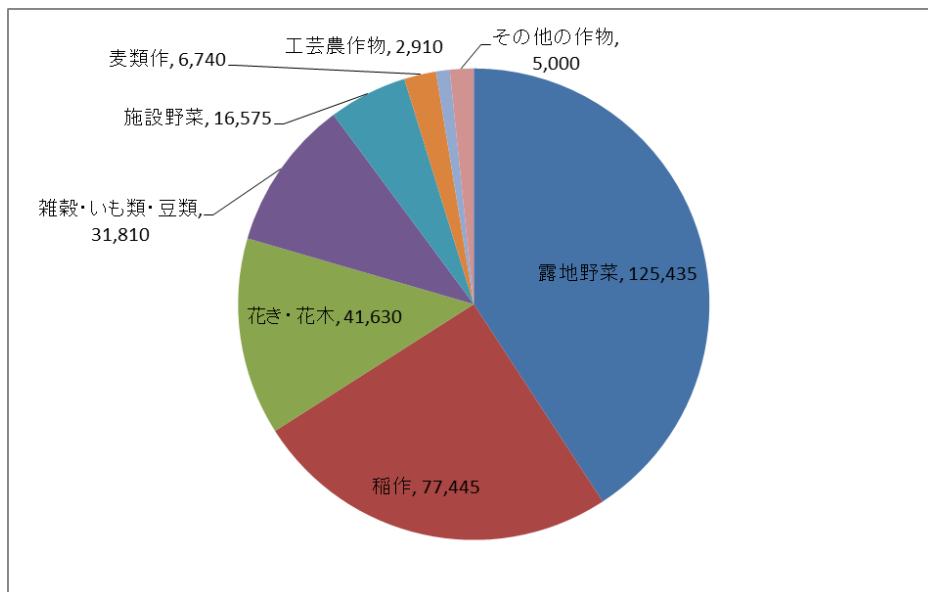
(データはいずれも「RESAS」を活用)

### ③恵庭市の馬鈴薯、大根、南瓜等の露地野菜等の農産品を活用した食料品製造関連分野

北海道の米作り普及の地である恵庭市において、農業は基幹産業のひとつである。経営耕地面積は 3,810ha、農家数は 203 戸で 524 人が従事しており、農業産出額は 370 億円(※1 平成 27 年農林業センサス)、販売額は約 62 億円、うち馬鈴薯、南瓜、人参、大根、キャベツ等を代表とする露地野菜が約 12 億円と最も販売額が大きくなっている。耕地面積が同規模の北斗市(約 8 億 6,870 万円)や鷹栖町(900 万円)と比べても、露地野菜の販売は大きいと言える。

また、キャベツは作付面積 72ha で道内 2 位、大根は作付面積 134ha で道内 7 位(※2 いずれも平成 27 年、北海道野菜地図)となっている。

<恵庭市の農産物部門別販売額> (万円)



また、大消費地である札幌市と近接した立地を生かし、質の高い野菜や花苗など収益性の高い「都市近郊型農業」も盛んであり、国道 36 号沿いの「道と川の駅花ロードえにわ」敷地内に立地する「恵庭農畜産物直売所花野菜(かのな)」は、平成 28 年には約 33 万 5300 人の利用客があり約 4 億 6800 万円の売上をあげている。

これら豊富な農産品の付加価値向上のため、恵庭市では、平成 25 年に恵庭市農商工等連携推進ネットワークを設立し、恵庭市の農畜産物や花、自然、エネルギーといった様々な地域資源を生かした産業間連携による商品やサービスの開発、販路拡大など農商工等連

携による地域経済活性化の取組を支援・推進している。同ネットワーク設立当初は 33 の会員が参加したが、会員数は倍増して 74（平成 29 年 8 月末現在）の企業団体が参加しており、交流会等により会員間の連携を深めているほか、「調理用トマト絶品プロジェクト」や「小麦ゆめちから研究会」等のプロジェクトを立ち上げ、新商品の開発や情報交換を行っている。平成 24 年度から平成 28 年度の間に、農商工等の連携により 56 品が開発され市内外 13 施設で販売されている。

更に、地域産業の活性化につなげることを目的とした農商工等の連携による恵庭の地域資源を活用した商品やものづくり企業による商品紹介、企業紹介・技術紹介を行い、恵庭の産業、企業の活力を P R している。具体的には、「えにわん産業祭」を平成 27 年から開催し、平成 27 年は 48 の企業・団体が参加し約 5,000 人が来場、平成 28 年は 64 の企業・団体が参加し約 5,000 人が来場、平成 29 年は 71 の企業・団体が参加し約 6,100 人が来場した。

このように、農商工等連携による地域資源の活用や新商品の開発は、道内でも先進的事例であり、企業・団体の活動も活発である。

また、恵庭市は北海道の中でも水資源が豊かであり、当市をはじめ周辺 3 自治体に水道水を供給している「漁川ダム」が 1,530 万 m<sup>3</sup>という水量を有するほか、恵庭岳でろ過された良質な伏流水を含む豊かな地下水が流れている。この豊かな水資源により、良質な農産品の生産が可能となっているほか、水を大量に使用する食料品・飲料等製造業にも大きなメリットがある。

以上の取組により、食料品・飲料等製造業者が、当市の優れた農産物を活用し、農商工業者の連携を含めた付加価値の高い商品を開発、供給を継続的に行なうことで地域経済の稼ぐ力の増加を目指す。

(※ 1・※ 2 を除いて、データはいずれも「RESAS」を活用)

#### ④恵庭市の「花」によるオープンガーデンや「花とくらし展」等の観光資源を活用した観光関連分野

恵庭市では、平成 10 年に「花のまちづくりプラン」を策定し、本プランを推進する団体として、恵庭花のまちづくり推進会議を立ち上げ、地域の個性と資源を生かし、市民と行政が力をあわせて「花」によるまちづくりを進めてきた。本取組は、全国的に注目を集め、平成 22 年には花の観光地づくり大賞を受賞（社団法人日本観光協会/現・公益社団法人日本観光振興協会）、平成 27 年には第 26 回緑の環境デザイン賞 国土交通大臣賞を受賞（公益財団法人都市緑化機構）するなど高い評価を得ている。「花のまちづくり」の具体的な取組として、例えば、恵み野地区では特にガーデニングが盛んで、地区内の住宅ではオープンガーデン（庭を一定期間一般公開）を行う家が多い。このため、恵庭市観光協会が中心となり、約 50 件のオープンガーデン等を紹介する「恵みの花マップ」を作成し、オープンガーデンを見学できるガーデンツアーも実施し、観光客の人気を博している。ま

た、毎年6月には「花のまちづくりプラン」に基づき、花をくらしの中に普及させていこうという原点を大切にしながら、市民主導により、花の情報発信源として広く「花のまち恵庭」をアピールすると共に、当市を代表する「観光イベント」として「花とくらし展」を開催している。



また、農業部門別販売金額の花き・花木については4億1,630万円で道内8位（RESAS, 2010年）となっており、そのうち花苗は約500万株の生産を行っているなど道内有数の生産地となっている。更に、札幌市の大通公園にある花壇への使用（全体の約80%）や平成20年に開催された「北海道洞爺湖サミット」会場で使用される等、品質についても道内屈指となっている。

恵庭市は平成28年度より、恵庭の花文化を支える拠点となる花の観光拠点整備に着手しており、令和2年度オープンを目標としている。年間100万人を超える人々が訪れる道と川の駅「花ロードえにわ」の後背地に、観光情報を発信するセンターハウスや農産物直売所などを設置し、道央圏や道外観光客、新千歳空港からの外国人観光客をターゲットに、さらなる来訪者が見込める。

また、恵庭市街地から道道117号を支笏湖方面に約18kmの地点には、漁川の支流ラルマナイ川に恵庭溪谷が臨んでいる。そこには過去に北海道観光百景の河川溪谷・滝の部で6位となった「白扇の滝」や「ラルマナイの滝」「三段の滝」の3つの滝の景観を楽しむビュースポットがあり、駐車場や散策路も整備されていることから多くのドライブ客が訪れている。道道117号は札幌（豊平区）と千歳（支笏湖）を結ぶ国道453号に合流していることから、現在急増している訪日ドライブ観光客の周遊による経済効果も期待できる。



以上のことから、今後このような観光資源を生かし、宿泊業や旅行業等の観光関連産業の振興・集積を図り、新たな特産品開発や食品等の販路拡大など関連分野への波及を通じて、地域の事業者の売上・付加価値額の増加、雇用の拡大につなげていく。

#### ⑤恵庭市の道央自動車道等の交通インフラを活用したものづくり関連分野

上記①で示したとおり、恵庭市は交通インフラの優位性があり、市内には 77 の流通関連企業が立地している。

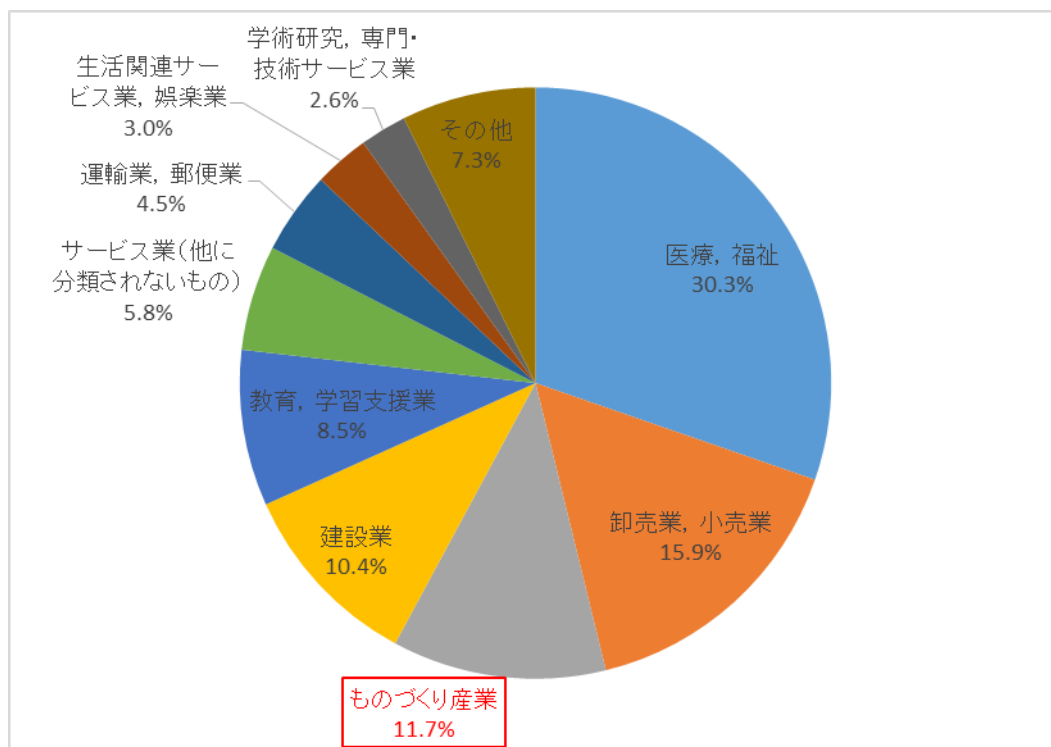
この交通インフラの高い利便性から、市内には、上記②で示したとおり、多くの製造業が集積しており、地域の主要産業となっている。

製造業の中でも、市内には、大手 2 社の段ボール製造工場、大手石膏製造工場、大手家具等製造工場、大手ガス製造工場等をはじめ、金属製品製造やプラスチック製品製造等の大規模工場が立地している。

加えて、環境に配慮した製品を製造する企業や自社の技術を生かして海外での事業展開を行っている特徴的な製造業も立地している。

このように、地域の経済を牽引する大手企業の工場や、付加価値の高い商品を製造する機械器具、電子部品、金属・プラスチック、紙加工品、家具装備品、コンクリート・石膏、化学工業等の製造分野の事業所は、当市内製造業の事業所 112 のうち 67 と約半数を占め、付加価値額では、市内産業の約 12%を占める基幹産業の一つとなっている。

< 恵庭市の産業別付加価値額の割合（ものづくり産業） >



こうした産業特性を踏まえ、当市では、既存の8つの工業団地（恵庭工業団地、恵庭テクノパーク、戸磯・恵南工業団地、戸磯軽工業団地、島松工業団地、タクト恵庭流通団地、恵庭テクノパークエルム、戸磯南工業団地）を配置（上記「4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域」参照）しているほか、企業誘致のための支援施策として設備投資への助成や固定資産税の免除、新規雇用者の助成などを実施し、ものづくり産業への投資促進を支援している。

以上を踏まえ、当市の利便性の高い交通インフラを生かし、ものづくり関連分野における地域企業の付加価値額の増加、雇用の拡大につなげていく。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載している恵庭市の特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や恵庭市にしかない強みを創出する。

### (2) 制度の整備に関する事項

(不動産取得税、固定資産税の免除措置の創設)

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について、課税免除を行っている。

また、恵庭市においても、恵庭市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例により、北海道と同様に地域経済牽引事業の用に供する事業所等の増設に係る投資に対する固定資産税について、課税免除を行っているほか、恵庭市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例により、重点促進区域内の特定工場の敷地面積に対する緑地等の面積率の緩和を行っている。

さらに、恵庭市と友好都市である藤枝市の農産資源を活用した商品開発に対する補助金を交付し、広域連携により恵庭市の企業の付加価値が向上するよう支援する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

市内企業動向データの公開

平成 28 年度に実施した恵庭市工業団地内企業及び道外企業に対して実施した動向調査の結果をインターネット上で公開している。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道庁経済部産業振興局産業振興課内、恵庭市経済部商工労働課内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、北海道庁内関係部局及び恵庭市が連携して対応していくものとする。

(5) 実施スケジュール

| 取組事項                           | 平成 29 年度                         | 平成 30 年度<br>～令和 5 年度（最終年度） |
|--------------------------------|----------------------------------|----------------------------|
| 【制度の整備】                        |                                  |                            |
| ①道<br>不動産取得税及び固定資産税の課税免除措置の改正  | 11 月議会に条例案提出・審議<br>12 月条例施行、受付開始 | 運用                         |
| ②市<br>固定資産税の免除措置の改正            | 3 月議会に条例案提出・審議                   | 4 月条例施行、受付開始、運用            |
| ③新商品開発補助金                      | 11 月要綱の制定、運用開始                   | 運用                         |
| 【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】 |                                  |                            |
| 未操業用地の公開                       | 既に運用中                            | 運用                         |
| 【事業者からの事業環境整備の提案への対応】          |                                  |                            |
| 相談窓口の設置                        | 9 月設置、運用開始                       | 運用                         |

|                         |       |    |
|-------------------------|-------|----|
| (北海道庁内)                 |       |    |
| 相談の受付<br>(恵庭市経済部商工労働課内) | 既に運用中 | 運用 |

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、恵庭市は関係団体及び金融機関等と連携し、支援の効果を最大限発揮できるように事業を実施し、地域経済牽引事業を支援していく。

### (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

#### ①公益財団法人道央産業振興財団

道央産業振興財団は、地理的条件を生かし、先端的な技術開発を中心とする産業の育成や、資源の有効活用による産業振興を目標としている。

地域企業のものづくり基盤技術の高度化に資する人材を育成するため技術研修事業や企業等の技術開発・生産技術の促進を図るため、新技術・新製品等の開発、試作品の製造及び生産工程の合理化・高度化等の育成事業、製造業等を営む中小企業者の市場拡大及び販路開拓等の機会を確保するための支援事業など多岐に渡る支援を行っている。

#### ②恵庭商工会議所

当該商工会議所は、平成2年4月1日に設立され、会員数は現在約1,000の事業所の会員で組織されており、恵庭で最も規模が大きい公的総合経済団体であり、地域事業者の経営サポート(金融・税務・労務管理・経営改善など)を行う唯一の組織である。また、様々な市内商工業者利用促進事業などを行なうことにより、地域活性化に寄与している。

商工会議所では経営指導員を配置し経営相談などを行なうとともに、専門家と連携し、税務経理相談、定期個別相談会、専門家派遣事業など行い、会員事業者の課題解決にあたっている。

#### ③金融機関(㈪北洋銀行・㈪北海道銀行・北海道信用金庫・北央信用組合)

企業の新事業展開、販路拡大等のための資金需要に対して、積極的に支援を行うほか、経営課題に対する相談に対応し、地域企業の事業活動が円滑に進むよう支援する。

上記により、これまでに構築してきた経営に関するサポートや相談体制の一層の充実並びに個々企業への営業力強化等に向けた事業の充実を図り、地域経済牽引事業の支援を行う。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

### (2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人一人の防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

新規開発を行う場合は、周辺交通状況に配慮した車両出入口の設置や、事業所周辺、特に車両出入口部に照明灯やミラーの設置を求めていく。特に多数の車両出入りが想定される地域経済牽引事業を行うこととなった場合には警備員の配置を求めていく。

### (3) その他

P D C A体制については、恵庭市経済部を中心に関係部課長による会議を毎年度7月に開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する効果の検証と当該事業の見直しについて、検討・整理する。当会議には必要に応じ、支援機関等からの助言を求める。

## 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では、土地利用の調整を行わない。

## 10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による

地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）附則第 7 条第 1 項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和 5 年度中に作成する予定である。そのため、令和 5 年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和 5 年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）